

会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型新旧対照表

新	旧
<p>会社法施行規則及び会社計算規則による 株式会社の各種書類のひな型</p> <p style="text-align: center;">2 0 1 6 年 3 月 9 日 (一社)日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会</p> <p style="text-align: center;">Ⅲ 計算書類</p> <p>第3 株主資本等変動計算書</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (省略) (削る)</p> <p>(4) 改正会社計算規則第96条第7項(株主資本等変動計算書等における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)の規定は、2016(平成28)年4月1日以後に開始する事業年度に係る計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例によるとされ、ただし、2015(平成27)年4月1日以後に開始する事業年度に係るものについては、同項の規定を適用することができる。 (削る)</p> <p>(5) 「当期首残高」の記載に際して、遡及適用、誤謬の訂正または当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定をした場合には、下記の記載例のように、当期首残高およびこれに対する影響額を記載する。 下記の記載例では、遡及適用をした場合に対応して、「会計方針の変更による累積的影響額」および「遡及処理後当期首残高」を用いているが、会計基準等における特定の経過的な取扱いにより、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合や、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」等に従って企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われ、企業結合年度の翌年度のみが表示が行われる場合には、下記の記載例に準じて、期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する。 例えば、会計基準等において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、「遡及処理後当期首残高」を「会計方針の変更を反映した当期首残高」と記載することも考えられる。</p>	<p>会社法施行規則及び会社計算規則による 株式会社の各種書類のひな型</p> <p style="text-align: center;">2 0 1 5 年 4 月 1 0 日 (一社)日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会</p> <p style="text-align: center;">Ⅲ 計算書類</p> <p>第3 株主資本等変動計算書</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (同左) (4) 「当期首残高」の記載に際して、遡及適用または誤謬の訂正をした場合には、下記の記載例のように、<u>当期首残高およびこれに対する影響額を記載する。</u></p> <p>(5) 改正会社計算規則第96条第7項(株主資本等変動計算書等における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)の規定は、2016(平成28)年4月1日以後に開始する事業年度に係る計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例によるとされ、ただし、2015(平成27)年4月1日以後に開始する事業年度に係るものについては、同項の規定を適用することができる。 <u>このため、事業年度によって、(6)に留意が必要である。</u></p> <p>(6) 「当期首残高」の記載に際して、遡及適用、誤謬の訂正または当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定をした場合には、下記の記載例のように、当期首残高およびこれに対する影響額を記載する。 下記の記載例では、遡及適用をした場合に対応して、「会計方針の変更による累積的影響額」および「遡及処理後当期首残高」を用いているが、会計基準等における特定の経過的な取扱いにより、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合や、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」等に従って企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われ、企業結合年度の翌年度のみが表示が行われる場合には、下記の記載例に準じて、期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する。 例えば、会計基準等において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、「遡及処理後当期首残高」を「会計方針の変更を反映した当期首残高」と記載することも考えられる。</p>

第4 個別注記表

2-3. 引当金の計上基準

[記載例]

3. 引当金の計上基準

(1) (省略)

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(削る)

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(○年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(○年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理しております。

(3) (省略)

第4 個別注記表

2-3. 引当金の計上基準

[記載例]

3. 引当金の計上基準

(1) (同左)

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異(×××百万円)は、○年による定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(○年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(○年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理しております。

(3) (同左)

IV 連結計算書類

第1 連結貸借対照表

[記載例]

連結貸借対照表
(平成〇年〇月〇日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	×××	流動負債	×××
現金及び預金	×××	支払手形及び買掛金	×××
受取手形及び売掛金	×××	短期借入金	×××
有価証券	×××	リース債務	×××
商品及び製品	×××	未払金	×××
仕掛品	×××	未払法人税等	×××
原材料及び貯蔵品	×××	繰延税金負債	×××
繰延税金資産	×××	〇〇引当金	×××
その他	×××	その他	×××
貸倒引当金	△×××	固定負債	×××
固定資産		社債	×××
有形固定資産	×××	長期借入金	×××
建物及び構築物	×××	リース債務	×××
機械装置及び運搬具	×××	〇〇引当金	×××
土地	×××	退職給付に係る負債	×××
リース資産	×××	その他	×××
建設仮勘定	×××	負債合計	×××
その他	×××	(純資産の部)	
無形固定資産	×××	株主資本	×××
ソフトウェア	×××	資本金	×××
リース資産	×××	資本剰余金	×××
のれん	×××	利益剰余金	×××
その他	×××	自己株式	△×××
投資その他の資産	×××	その他の包括利益累計額	×××
投資有価証券	×××	その他有価証券評価差額金	×××
繰延税金資産	×××	繰延ヘッジ損益	×××
その他	×××	土地再評価差額金	×××
貸倒引当金	△×××	為替換算調整勘定	×××
繰延資産	×××	退職給付に係る調整累 計額	×××
社債発行費	×××	新株予約権	×××
		非支配株主持分	×××
		純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

IV 連結計算書類

第1 連結貸借対照表

[記載例]

連結貸借対照表

(平成〇年〇月〇日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	×××	流動負債	×××
現金及び預金	×××	支払手形及び買掛金	×××
受取手形及び売掛金	×××	短期借入金	×××
有価証券	×××	リース債務	×××
商品及び製品	×××	未払金	×××
仕掛品	×××	未払法人税等	×××
原材料及び貯蔵品	×××	繰延税金負債	×××
繰延税金資産	×××	〇〇引当金	×××
その他	×××	その他	×××
貸倒引当金	△×××	固定負債	×××
固定資産		社債	×××
有形固定資産	×××	長期借入金	×××
建物及び構築物	×××	リース債務	×××
機械装置及び運搬具	×××	〇〇引当金	×××
土地	×××	退職給付に係る負債	×××
リース資産	×××	その他	×××
建設仮勘定	×××	負債合計	×××
その他	×××	(純資産の部)	
無形固定資産	×××	株主資本	×××
ソフトウェア	×××	資本金	×××
リース資産	×××	資本剰余金	×××
のれん	×××	利益剰余金	×××
その他	×××	自己株式	△×××
投資その他の資産	×××	その他の包括利益累計額	×××
投資有価証券	×××	その他有価証券評価差額金	×××
繰延税金資産	×××	繰延ヘッジ損益	×××
その他	×××	土地再評価差額金	×××
貸倒引当金	△×××	為替換算調整勘定	×××
繰延資産	×××	退職給付に係る調整累 計額	×××
社債発行費	×××	新株予約権	×××
		少数株主持分	×××
		純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

(記載上の注意)

(1)～(6) (省略)

(削る)

(記載上の注意)

(1)～(6) (同左)

(7)改正会社計算規則第76条第1項(連結貸借対照表に関する非支配株主持分の区分)の規定は、2015(平成27)年4月1日以後に開始する連結会計年度に係る連結計算書類について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例によるとされている。

このため、連結会計年度によって、改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(平成25年9月13日)を適用している場合には、「少数株主持分」を「非支配株主持分」と表示する。

第2 連結損益計算書

[記載例]

連結損益計算書

(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		×××
売上原価		×××
売上総利益		×××
販売費及び一般管理費		×××
営業利益		×××
営業外収益		
受取利息及び配当金	×××	
有価証券売却益	×××	
持分法による投資利益	×××	
その他	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	
有価証券売却損	×××	
その他	×××	×××
経常利益		×××
特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他	×××	×××
特別損失		
固定資産売却損	×××	
減損損失	×××	
その他	×××	×××
税金等調整前当期純利益		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××
非支配株主に帰属する当期純利益		×××
親会社株主に帰属する当期純利益		×××

第2 連結損益計算書

[記載例]

連結損益計算書

(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		×××
売上原価		×××
売上総利益		×××
販売費及び一般管理費		×××
営業利益		×××
営業外収益		
受取利息及び配当金	×××	
有価証券売却益	×××	
持分法による投資利益	×××	
その他	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	
有価証券売却損	×××	
その他	×××	×××
経常利益		×××
特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他	×××	×××
特別損失		
固定資産売却損	×××	
減損損失	×××	
その他	×××	×××
税金等調整前当期純利益		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
少数株主損益調整前当期純利益		×××
少数株主利益		×××
当期純利益		×××

(記載上の注意)

企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用される会社については、前期損益修正益または前期損益修正損の表示（会社計算規則第 88 条第 2 項・第 3 項参照）は認められないこととなる（会社計算規則第 3 条）。

(削る)

(記載上の注意)

(1) 企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用される会社については、前期損益修正益または前期損益修正損の表示（会社計算規則第 88 条第 2 項・第 3 項参照）は認められないこととなる（会社計算規則第 3 条）。

(2) 改正会社計算規則第 93 条第 1 項（連結損益計算書の表示）並びに第 94 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで（連結損益計算書の表示）の規定は、2015（平成 27）年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度に係る連結計算書類について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

このため、連結会計年度によって、改正企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（平成 25 年 9 月 13 日）を、2015（平成 27）年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用する場合には、次のように記載する。

(削る)

[記載例]

連結損益計算書

(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		×××
売上原価		×××
売上総利益		×××
販売費及び一般管理費		×××
営業利益		×××
営業外収益		
受取利息及び配当金	×××	
有価証券売却益	×××	
持分法による投資利益	×××	
その他	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	
有価証券売却損	×××	
その他	×××	×××
経常利益		×××
特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他	×××	×××
特別損失		
固定資産売却損	×××	
減損損失	×××	
その他	×××	×××
税金等調整前当期純利益		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××
非支配株主に帰属する当期純利益		×××
親会社株主に帰属する当期純利益		×××

第3 連結株主資本等変動計算書

[記載例]

連結株主資本等変動計算書

(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△×××	×××
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	×××	×××			×××
剰余金の配当			△×××		△×××
親会社株主に帰属する当期純利益			×××		×××
〇〇〇〇〇					×××
自己株式の処分				×××	×××
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△×××	×××

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						
	そ の 他 有価証券 評価差 額金	繰 上 損	延 シ 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							
親会社株主に帰属する当期純利益							
〇〇〇〇〇							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

第3 連結株主資本等変動計算書

[記載例]

連結株主資本等変動計算書

(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△×××	×××
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	×××	×××			×××
剰余金の配当			△×××		△×××
当期純利益			×××		×××
〇〇〇〇〇					×××
自己株式の処分				×××	×××
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△×××	×××

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						
	そ の 他 有価証券 評価差 額金	繰 上 損	延 シ 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							
当期純利益							
〇〇〇〇〇							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

	新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			×××
剰余金の配当			△×××
親会社株主に帰属する当期純利益			×××
〇〇〇〇〇			×××
自己株式の処分			×××
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額合計	△×××	×××	×××
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××

(記載上の注意)
(1)～(4) (省略)
(削る)

(削る)

(5) 改正会社計算規則第96条第7項（株主資本等変動計算書等における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定）の規定は、2016（平成28）年4月1日以後に開始する連結会計年度に係る連結計算書類について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例によることとされ、ただし、2015（平成27）年4月1日以後に開始する連結会計年度に係るものについては、同項の規定を適用することができることとされている。

(削る)

(6) 「当期首残高」の記載に際して、遡及適用、誤謬の訂正または当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定をした場合には、下記の記載例のように、当期首残高およびこれに対する影響額を記載する。

下記の記載例では、遡及適用をした場合に対応して、「会計方針の変更による累積的影響額」および「遡及処理後当期首残高」を用いているが、会計基準等における特定の経過的な取扱いにより、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合や、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」等に従って企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われ、企業結合年度の翌年度のみが表示が行われる場合には、下記の記載例に準じて、期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する。

例えば、会計基準等において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、「遡及処理後当期首残高」を「会計方針の変更を反映した当期首残高」と記載することも考えられる。

	新 予 約 株 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 計
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			×××
剰余金の配当			△×××
当期純利益			×××
〇〇〇〇〇			×××
自己株式の処分			×××
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額合計	△×××	×××	×××
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××

(記載上の注意)
(1)～(4) (同左)

(5) 改正会社計算規則第96条第2項及び第8項（連結株主資本等変動計算書に関する非支配株主持分の区分）の規定は、2015（平成27）年4月1日以後に開始する連結会計年度に係る連結計算書類について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例によることとされている。

このため、連結会計年度によって、改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（平成25年9月13日）を適用している場合には、「少数株主持分」を「非支配株主持分」と表示する。また、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」と表示する。

(6) 「当期首残高」の記載に際して、遡及適用または誤謬の訂正をした場合には、下記の記載例のように、当期首残高およびこれに対する影響額を記載する。

(7) 改正会社計算規則第96条第7項（株主資本等変動計算書等における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定）の規定は、2016（平成28）年4月1日以後に開始する連結会計年度に係る連結計算書類について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例によることとされ、ただし、2015（平成27）年4月1日以後に開始する連結会計年度に係るものについては、同項の規定を適用することができることとされている。

このため、連結会計年度によって、(8)に留意が必要である。

(8) 「当期首残高」の記載に際して、遡及適用、誤謬の訂正または当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定をした場合には、下記の記載例のように、当期首残高およびこれに対する影響額を記載する。

下記の記載例では、遡及適用をした場合に対応して、「会計方針の変更による累積的影響額」および「遡及処理後当期首残高」を用いているが、会計基準等における特定の経過的な取扱いにより、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合や、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」等に従って企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われ、企業結合年度の翌年度のみが表示が行われる場合には、下記の記載例に準じて、期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する。

例えば、会計基準等において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、「遡及処理後当期首残高」を「会計方針の変更を反映した当期首残高」と記載することも考えられる。

[記載例]

連結株主資本等変動計算書
(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△×××	×××
会計方針の変更による累積的影響額			×××		×××
遡及処理後当期首残高	×××	×××	×××	△×××	×××
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	×××	×××			×××
剰余金の配当			△×××		△×××
親会社株主に帰属する当期純利益			×××		×××
〇〇〇〇〇					×××
自己株式の処分				×××	×××
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△×××	×××

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						
	その他有価証券評価差額金	繰上損	延シ益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
会計方針の変更による累積的影響額							
遡及処理後当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							
親会社株主に帰属する当期純利益							
〇〇〇〇〇							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

[記載例]

連結株主資本等変動計算書
(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△×××	×××
会計方針の変更による累積的影響額			×××		×××
遡及処理後当期首残高	×××	×××	×××	△×××	×××
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	×××	×××			×××
剰余金の配当			△×××		△×××
当期純利益			×××		×××
〇〇〇〇〇					×××
自己株式の処分				×××	×××
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△×××	×××

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						
	その他有価証券評価差額金	繰上損	延シ益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
会計方針の変更による累積的影響額							
遡及処理後当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							
当期純利益							
〇〇〇〇〇							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

	新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 分 持	純 資 産 計
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××
会計方針の変更による累積的影響額			×××
遡及処理後当期首残高	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			×××
剰余金の配当			△×××
親会社株主に帰属する当期純利益			×××
〇〇〇〇〇			×××
自己株式の処分			×××
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額（純額）	△×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額合計	△×××	×××	×××
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××

	新 予 約 株 権	少 数 株 主 分 持	純 資 産 計
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××
会計方針の変更による累積的影響額			×××
遡及処理後当期首残高	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			×××
剰余金の配当			△×××
当期純利益			×××
〇〇〇〇〇			×××
自己株式の処分			×××
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額（純額）	△×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額合計	△×××	×××	×××
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××

第4 連結注記表

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

[記載方法の説明]

(1) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記として、次の事項を記載する。
注記は当該各号に掲げる事項に区分しなければならない。

①、②（省略）

③会計方針に関する次に掲げる事項

イ～ニ（省略）

(2)（省略）

2-1、2-2（省略）

2-3. 会計方針に関する事項

(削る)

2-3-(1). 資産の評価基準及び評価方法

[記載例]

3. 会計方針に関する事項
(省略)

2-3-(2)、2-3-(3)（省略）

第4 連結注記表

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

[記載方法の説明]

(1) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記として、次の事項を記載する。
注記は当該各号に掲げる事項に区分しなければならない。

①、②（同左）

③会計処理基準に関する次に掲げる事項

イ～ニ（同左）

(2)（同左）

2-1、2-2（同左）

2-3. 会計処理基準に関する事項

改正会社計算規則第102条第1項（連結計算書類に関する会計方針の用語）の規定は、2015（平成27）年4月1日以後に開始する連結会計年度に係る連結計算書類について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例によるとされている。

このため、2015（平成27）年4月1日以後に開始する連結会計年度に係る連結計算書類については、「会計処理基準」の用語を「会計方針」と記載することになるが、その前の連結会計年度に係る連結計算書類であっても、「会計方針」と記載することは妨げられない（会社計算規則第3条参照）。

2-3-(1). 資産の評価基準及び評価方法

[記載例]

3. 会計処理基準に関する事項
(同左)

2-3-(2)、2-3-(3)（同左）

2-3-(4). その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

〔記載例〕

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ①・② (省略)
- ③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(削る)

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(〇年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(〇年)による定額法(一部の連結子会社は定率法)により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- ④・⑤ (省略)

(記載上の注意)

- (1) 「(4)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」には、会計方針のうち、上記(1)から(3)以外の重要なものを記載する。

上記の記載例のほか、連結計算書類に占める在外子会社の割合が高い場合には、外貨建資産及び負債等の本邦通貨への換算方法について記載することが考えられる。

- (2) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用について、税効果を調整の上、純資産の部に計上している旨の記載は、会社計算規則上、明示的に求められているものではない。このため、当該事項の記載の要否は、企業集団の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項かどうかを判断することになる。

3～10 (省略)

11. 1株当たり情報に関する注記

(記載上の注意)

株式会社が当連結会計年度または当連結会計年度の末日後において株式の併合または株式の分割をした場合において、当連結会計年度の期首に株式の併合または株式の分割をしたと仮定して、1株当たりの純資産額および1株当たりの当期純利益金額または当期純損失金額を算定したときは、その旨を記載する。この場合、次の記載が考えられる。

〔株式の分割をした場合の記載例〕

当社は、平成〇年〇月〇日付けで株式1株につき1.××株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益金額を算定しております。

2-3-(4). その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

〔記載例〕

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ①・② (同左)
- ③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

会計基準変更時差異(×××百万円)は、主として〇年による定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(〇年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(〇年)による定額法(一部の連結子会社は定率法)により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- ④・⑤ (同左)

(記載上の注意)

- (1) 「(4)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」には、会計方針のうち、上記(1)から(3)以外の重要なものを記載する。

上記の記載例のほか、連結計算書類に占める在外子会社の割合が高い場合には、外貨建資産及び負債等の本邦通貨への換算方法について記載することが考えられる。

- (2) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用について、税効果を調整の上、純資産の部に計上している旨の記載は、会社計算規則上、明示的に求められているものではない。このため、当該事項の記載の要否は、企業集団の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項かどうかを判断することになると考えられる。

3～10 (同左)

11. 1株当たり情報に関する注記

(記載上の注意)

株式会社が当連結会計年度または当連結会計年度の末日後において株式の併合または株式の分割をした場合において、当連結会計年度の期首に株式の併合または株式の分割をしたと仮定して、1株当たりの純資産額および1株当たりの当期純利益金額または当期純損失金額を算定したときは、その旨を記載する。この場合、次の記載が考えられる。

〔株式の分割をした場合の記載例〕

当社は、平成〇年〇月〇日付けで株式1株につき1.××株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益金額を算定しております。

連結計算書類に関する「1株当たり当期純利益」は、一株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額または当期純損失金額として算定することに留意する。なお、連結計算書類に関する「1株当たり当期純利益」については、「1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益」と記載することもできる。

12、13 (省略)

Ⅶ. 株主総会参考書類

第1 一般的な議案

〔記載例〕
第3号議案 取締役〇名選任の件
(省略)

(記載上の注意)

(1)～(7) (省略)

(8) (省略)

「社外取締役候補者」とは、次の要件のいずれにも該当する候補者をいう。

イ (省略)

ロ 次のいずれかの要件に該当すること。

(i) (省略)

(ii) 当該候補者を以下のいずれかの社外取締役とする予定があること。

・監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役としての社外取締役(会社法第331条第6項)

・特別取締役を置く会社に置かなければならない者としての社外取締役(会社法第373条第1項第2号)

・監査等委員会設置会社において、重要な業務執行の決定を定款の規定なしに取締役会から取締役に委任することを可能とするための要件である、取締役会の過半数を占めるべき社外取締役(会社法第399条の13第5項)

・指名委員会等設置会社の委員としての社外取締役(会社法第400条第3項)

(iii) (省略)

(9) (省略)

第2 上記以外の議案についての記載方法

3. その他の場合

(1)(2) (省略)

(3) 監査役が、提出議案その他が法令・定款違反、又は著しく不当と認める場合、その調査の結果を株主総会に報告する義務を負い(会社法第384条)、その報告の内容の概要を記載しなければならない(会社法施行規則第73条第1項第3号)。また、監査等委員会設置会社の監査等委員は、提出議案その他が法令・定款違反、又は著しく不当と認めるときは、その旨を株主総会に報告する義務を負うので(会社法第399条の5)、監査役の場合と同様に、その報告の内容の概要を記載しなければならない(会社法施行規則第73条第1項第3号)。なお、指名委員会等設置会社の場合には、監査委員の取締役会における報告でまかなわれることになるため、記載は必要ない。

(4)～(6) (省略)

以上

改正会社計算規則第113条「一株当たり情報に関する注記」の規定は、2015(平成27)年4月1日以後に開始する連結会計年度に係る連結計算書類について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例によるとされている。

このため、「1株当たり当期純利益」は、連結会計年度によって、一株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額または当期純損失金額として算定することに留意する。

12、13 (同左)

Ⅶ. 株主総会参考書類

第1 一般的な議案

〔記載例〕
第3号議案 取締役〇名選任の件
(同左)

(記載上の注意)

(1)～(7) (同左)

(8) (同左)

「社外取締役候補者」とは、次の要件のいずれにも該当する候補者をいう。

イ (同左)

ロ 次のいずれかの要件に該当すること。

(i) (同左)

(ii) 当該候補者を監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役としての社外取締役(会社法第331条第6項)、特別取締役を置く会社に置かなければならない者としての社外取締役(会社法第373条第1項第2号)又は指名委員会等設置会社の委員としての社外取締役(会社法第400条第3項)とする予定があること。

(iii) (同左)

(9) (同左)

第2 上記以外の議案についての記載方法

3. その他の場合

(1)(2) (同左)

(3) 監査役が、提出議案その他が法令・定款違反、又は著しく不当と認める場合(会社法第384条、第389条第3項)、その調査の結果の概要を記載しなければならない(会社法施行規則第73条第1項第3号)。監査等委員会設置会社の場合にも、監査等委員は、提出議案その他が法令・定款違反、又は著しく不当と認めるときは、その旨を株主総会に報告する義務を負うので(会社法第399条の5)、監査役の場合と同様に、その報告の内容の概要を記載することも考えられる。なお、指名委員会等設置会社の場合には、監査委員の取締役会における報告でまかなわれることになるため、記載は必要ない。

(4)～(6) (同左)

以上

以上